

# タクシーによる医薬品配送（貨客混載運送）

## 提案の背景と概要

### (提案の背景)

- 従来、旅客運送事業と貨物運送事業の「かけもち」はできないものとされてきたが、平成29年より、自動車運送業の生産性向上による人流・物流の持続可能性を確保するため、一定の条件のもとで、貨客混載運送を行うことができるようになった。
- しかし、**タクシー事業者がタクシー車両を用いて貨客混載運送を行う場合は、「発地又は着地がタクシー事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域※とすること」が要件とされており、市内全域が非過疎地域である茅野市内では実施することができない。**

※ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域又は同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないもの

- **「過疎地域」であるかどうかにかかわらず、今般のコロナ禍の影響による旅客収入の減少とも相まって、地域の公共交通は採算が見込めず、規模の縮小を続けている状況。このままでは、経営悪化により地域の足を支える事業者がいなくなるおそれがある。**



### (提案の概要)

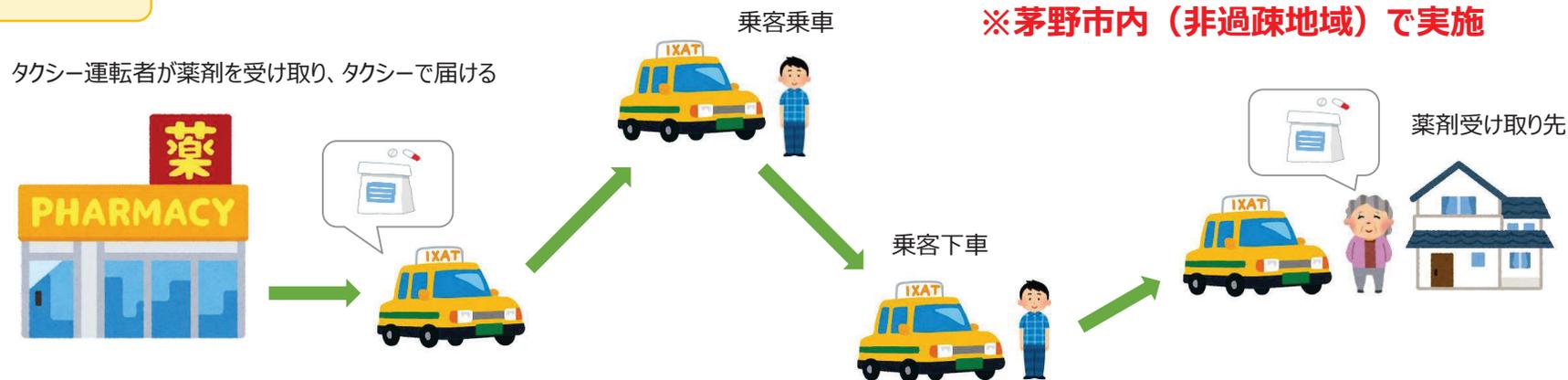
- タクシー事業者がタクシー車両を用いて貨客混載運送を行う場合の許可条件について、利用頻度が高く収益が見込まれる**医薬品の配送に限って、発地・着地の双方が過疎地域でなくとも実施可能**とすることを、特区において認めていただきたい。

## 具体的な事業内容

### A I 乗合オンデマンドタクシー「のらざあ」が事業を実施。

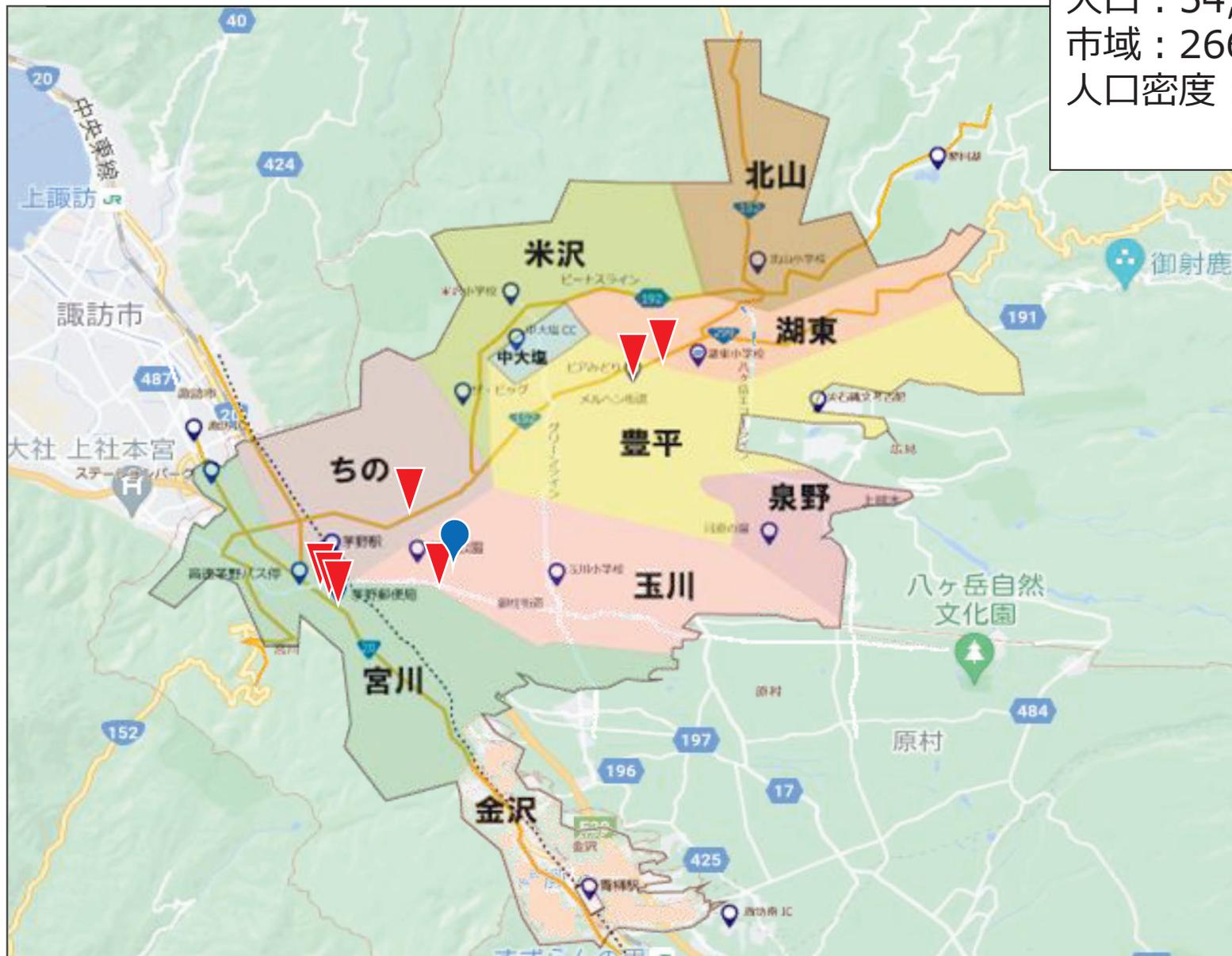
- ・令和2年度から実証運行を開始し、令和4年度に実装予定。
- ・市内すべての旅客自動車運送事業者（5社）が参画※し、公共交通分野のデジタル・トランスフォーメーションを目標に掲げ、新たな地域公共交通のビジネスモデルを創出。  
※参加事業者：アルピコ交通(株)、アルピコタクシー(株)、第一交通(株)、諏訪交通(株)、茅野バス観光(株)
- ・PHRや医療・処方箋データと連動した医薬品の配送に加えて、市内デイサービス事業者の日々の利用者の送迎など、福祉ケアプランデータとの連携による移動ニーズの最適化も図ることにより、持続可能な地域公共交通の確立を目指す。

### 事業内容



# 「のらざあ」によるサービス提供エリア

人口：54,818人  
市域：266.59km<sup>2</sup>  
人口密度：205.62人/km<sup>2</sup>  
(R3.4.1現在)



## 凡例

- ▼ 協力薬局
- 諏訪中央病院

## 地域のタクシー事業者の意見

### 【2020年の運送収入実績】（長野県タクシー協会加盟事業者（全101社））

2019年比 **▲37%**（▲47億4千万円余）

うち、4～11月は、2019年比 **▲45%**（▲38億9千万円余）

※昨年秋以降は、「GoToキャンペーン」を追い風に回復の兆しを見せたが、現在は再び苦境に立たされている。

### 【飲料・食料や薬の運送に対する地域のタクシー事業者の意見】

- ・ タクシーによる飲料・食料のデリバリーについての市民ニーズを調査するため、自治体や商工会議所と連携して実証実験を行った。その結果、茅野市のような**兼業農家が多い地域においては、農作物の自家消費が一般的であるため、そもそも飲料・食料を宅配することに対する市民のニーズがないことが分かった。**
- ・ 一方で、**便利屋タクシー（タクシー救援事業）での薬の配送は、タクシー料金に手数料が上乗せされるにも関わらず定期的に依頼があり、ニーズがあることが分かっている。**薬は定期的に受け取りに行く必要があるが、①自らがタクシーに乗って自宅と店舗間を往復する（往復料金がかかる）よりも、②店舗から直接自宅に届く（片道料金でよい）方が安価であるため、利用されているものと推測する。**ただ、便利屋タクシーで薬を配送している間は、乗客を乗せることはできない。**
- ・ このため、当社が参加しているAIオンデマンドタクシーの仕組みを活用し、**貨客混載のもと、安価に薬の配送ができれば、薬の宅配ニーズはより高まるものと期待している。**

## 地方分権有識者会議におけるこれまでの議論

### ○令和元年の地方から提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）（抜粋）

#### (10) 道路運送法（昭26法183）及び貨物自動車運送事業法（平元法83）

①一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法（平12法15）2条1項に規定する過疎地域（同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域を含む。以下この事項において「過疎地域」という。）であって人口が3万人に満たないもののほか、過疎地域であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とする。②また、対象区域以外の区域については、当該区域を含む旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者に対する調査を令和元年度中に実施の上、地方公共団体の意見や輸送の安全の確保及び利用者利益の保護が損なわれないかという観点を踏まえつつ、対象区域の範囲の拡大について検討し、令和2年中に結論を得る。

### (フォローアップ状況) ※令和3年6月末時点

○ 前段（①）は、令和2年9月末まで食料・飲料の運送に限って道路運送法に基づき特例的に認めてきた、対象区域以外の地域におけるタクシー車両による貨物運送について、同年10月以降もタクシー事業者が一般貨物自動車運送事業の許可を取得して食料・飲料の運送ができるよう恒久措置化。

（参考）「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」（令和2年9月10日付け国土交通省自動車局長通知）

○ 後段（②）は、上記の措置の定期的なモニタリングを行い、措置の運用状況について検証を実施し、当該検証結果等を踏まえつつ、対象区域の範囲拡大について検討することとされている。

# 国土交通省の「貨客混載の対象地域の考え方」を踏まえた茅野市としての要望

## ○令和元年10月17日 地方分権有識者会議 第102回 提案募集検討専門部会 国土交通省説明資料より抜粋

(参考:貨客混載の対象地域の考え方について)

- ・ 旅客・貨物の運送に係る輸送の安全の確保・利用者利益の保護の観点からは、原則として、それぞれの要件に適合し、事業許可を取得した上で、それぞれの輸送に適した事業用自動車により、運送が行われることが必要。
- ・ 貨客混載の対象地域については、人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻であり、人流・物流サービスの持続可能性を確保するために、貨客混載による輸送が必要であり、かつ、貨客混載輸送を実施した場合であっても、想定される輸送量や輸送を行う範囲等から、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題が生じにくいものと認められる地域として設定。
- ・ この趣旨から、過疎地域自立促進特別措置法における過疎地域であることをその要件の一部として設けているところ。

## ○本提案に対する国土交通省自動車局貨物課からの回答

貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が  
・ 貨物運送に適した車両の確保 ・ 貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・ 貨物運送に適用される損害保険への加入  
など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。  
このような前提から、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があり、旅客自動車運送事業者による貨客混載については、少子高齢化や人口減少が進み、地域の物流事業者のみでは物流網の維持が困難な過疎地域においてのみ例外的に認めているところ、制度の趣旨に鑑み、地域の物流網維持の観点から特段の支障が生じていない状況において対応することは困難である。



- 茅野市内の旅客自動車運送事業者は、地域の人口減少のみならず、コロナ禍の影響も受けた輸送需要の減少によって極めて深刻な経営状況にあり、このままでは、地域の人流・物流サービスの持続可能性を確保することができない。
- このため、利用頻度が高く収益が見込まれる医薬品に限って、発地・着地の双方が過疎地域でなくとも実施可能とし、タクシー事業者による貨客混載輸送を特区で実現したい。

## (参考) 関係法令①

### ○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（一般貨物自動車運送事業の許可）

第三条 一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第六条 国土交通大臣は、第三条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、事業用自動車の数、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有するものであること。
- 三 その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。
- 四 特別積合せ貨物運送に係るものにあつては、事業場における必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特に必要となる事項に関し適切な計画を有するものであること。

## (参考) 関係法令②

### ○貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）（抄）

（輸送の安全の審査）

第三条の四 国土交通大臣は、法第三条の規定による許可の申請が法第六条第一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる事項に関して審査するものとする。

- 一 事業用自動車の運行管理の体制
- 二 乗務員の休憩又は睡眠のための施設
- 三 事業用自動車の点検及び整備の体制
- 四 前各号に掲げるもののほか、輸送の安全を確保するために必要な事項

（法第六条第二号の国土交通省令で定める事項）

第三条の五 法第六条第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業用自動車の種別ごとの数
- 二 自動車車庫の規模
- 三 営業所の規模
- 四 前各号に掲げるもののほか、事業を継続して遂行するために必要な事項

（事業の遂行能力の審査）

第三条の六 国土交通大臣は、法第三条の規定による許可の申請が法第六条第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる事項に関して審査するものとする。

- 一 一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画
- 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力
- 三 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力
- 四 一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な法令に関する知識
- 五 前各号に掲げるもののほか、事業を適確に、かつ、継続して遂行するために必要な能力に関する事項